

奈良県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者		訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所		変 更 事 項		変更年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	旧	新	
医療法人 雄信会	橿原市膳夫 町四七七― 一七	居宅介護 支援大和 三山	橿原市膳夫 町四七七― 一七	居宅介護 支援天の 香具山	居宅介護 支援大和 三山	平成二十七 年五月一日
一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー	生駒市東新 町一番三号	一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー北訪問 看護ステ ーション	生駒市あす か野北二丁 目一二番一 三号 生駒 市介護予防 支援施設二 階	財団法人 生駒メデ イカルセ ンター北 訪問看護 ステーシ ョン	一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー北訪問 看護ステ ーション	平成二十七 年六月一日
				山町七二 生駒市高	生駒市あ すか野北	

		一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー	生駒市東新 町一番三号		一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー	生駒市東新 町一番三号		
八	き	有限会社 ライフケ アことぶ	桜井市大字 西之宮二二 八番地の三		一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー訪問看 護ステー ション	生駒市東新 町一番三号		
	き	ライフケ アことぶ	桜井市大字 栗原六二番 地三		一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー居宅介 護支援事 業所	生駒市東新 町一番三号		
	地三	桜井市大字 栗原六二番 地三	生駒市小瀬 町三三四番 地二		財団法人 生駒メデ イカルセ ンター居 宅介護支 援事業所	財団法人 生駒メデ イカルセ ンター訪 問看護ス テーション	四	八七番地
	地の三八	桜井市大 字西之宮 二二八番 地三八	桜井市大 字栗原六 二番地三		一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー訪問看 護ステー ション	一般財団 法人生駒 メデイカ ルセンタ ー	二丁目一 番一三 号 生駒 市介護予 防支援施 設二階	
		平成二十七 年六月一日	平成二十七 年六月一日			平成二十七 年六月一日		